

平成 2 7 年 2 月

第 1 回稲城市議会定例会議案

(2 月 2 7 日開会
月 日閉会)

氏 名



稲城市告示第15号

平成27年第1回稲城市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成27年2月20日

稲城市長 高橋勝浩

記

1 期 日 平成27年2月27日

2 場 所 稲城市議会議場

平成27年第1回稲城市議会定例会議案目録

< 条 例 >

- 第 1 号議案 稲城市子ども・子育て会議条例

- 第 2 号議案 稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例

- 第 3 号議案 稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 第 4 号議案 稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 第 5 号議案 稲城市行政手続条例の一部を改正する条例

- 第 6 号議案 稲城市介護保険条例等の一部を改正する条例

- 第 7 号議案 稲城市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

- 第 8 号議案 稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

< 補正予算 >

- 第 9 号議案 平成26年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号）

- 第10号議案 平成26年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 第11号議案 平成26年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

- 第12号議案 平成26年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 第13号議案 平成26年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

<当初予算>

- 第14号議案 平成27年度東京都稲城市一般会計予算
- 第15号議案 平成27年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計予算
- 第16号議案 平成27年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算
- 第17号議案 平成27年度東京都稲城市下水道事業特別会計予算
- 第18号議案 平成27年度東京都稲城市介護保険特別会計予算
- 第19号議案 平成27年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計予算
- 第20号議案 平成27年度東京都稲城市病院事業会計予算

<その他>

- 第21号議案 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約
- 第22号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約
- 第23号議案 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組規約の一部を変更する規約
- 第24号議案 損害賠償の額を定めることについて
- 第25号議案 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度東京都稲城市一般会計補正予算(第6号))
- 第26号議案 専決処分の承認を求めることについて
(稲城市立稲城第一小学校旧校舎及び稲城市第一学童クラブ分室建替等工事(建築)請負契約の変更について)

第1号議案

稲城市子ども・子育て会議条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けて稲城市子ども・子育て会議を設置するため、稲城市子ども・子育て会議条例を制定する必要があるもので、本案を提出する。

稲城市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、稲城市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他市長が必要と認める事務を処理する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、法第7条第1項の子ども・子育て支援に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、5年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

(定数及び表決数)

第7条 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

2 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が子ども・子育て会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その議決により、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

7 部会の定数及び表決数については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(事務局)

第9条 子ども・子育て会議の事務を処理させるため、福祉部子育て支援課に事務局を置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年稲城市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の部中

「

障害支援区分判定等審査会	会長	日額	26,000
	合議体の長	日額	26,000
	委員	日額	25,000

」

を

「

障害支援区分判定等審査会	会長	日額	26,000
	合議体の長	日額	26,000
	委員	日額	25,000
子ども・子育て会議	会長	日額	9,900
	委員	日額	8,800

」

に改める。

第2号議案

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定めるため、稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に
関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する市が定める額（以下「利用者負担額」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 利用者負担額は、別表のとおりとする。

(利用者負担額の減免)

第4条 市長は、特別の事情があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。

(利用者負担額の経過措置)

第2条 法附則第6条第4項に規定する市長が定める額については、利用者負担額の例による。

2 法附則第9条第1項第1号イ、同項第2号イ(1)及びロ(1)並びに同項第3号イ(1)及びロ(1)に規定する市が定める額については、利用者負担額の例による。

(稲城市立保育所設置条例の一部改正)

第3条 稲城市立保育所設置条例（平成17年稲城市条例第27号）の一部を次のよ

うに改正する。

第5条中「乳児及び幼児を保護者の委託を受けて」を「保育を必要とする乳児及び幼児を」に改める。

第8条を次のように改める。

(使用料)

第8条 保育所入所児童の保護者は、保育所の使用料として、稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年稲城市条例第 号）第3条に定める利用者負担額を納めなければならない。

別表（第3条関係）

1 特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けた場合の利用者負担額（単位 円）

階層区分	各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
	定義及び条件		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0	0	0
2	1階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分については、前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯		3,000	1,500	
	1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯				
3	1階層及び2階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	16,100	8,000	
4		77,101円以上211,200円以下	20,500	10,200	
5		211,201円以上	25,700	12,800	

備考 本表の規定に関し、必要な事項は、規則において定める。

2 特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育、特別利用地域型保育又は特例保育を受けた場合の利用者負担額

(単位 円)

項目 階層 区分	各月初日に在籍する支給認定子どもの 属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）					
	定義及び条件		保育実施年度の初日の前日 における3歳以上児			保育実施年度の初日の前日 における3歳未満児		
			保育標準時間 (保育短時間)			保育標準時間 (保育短時間)		
			第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0		0	0	
2	1階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分については、前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯		0	0		0	0	
3	1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯		1,800 (1,800)	900 (900)		2,500 (2,500)	1,200 (1,200)	
4	1階層から3階層までの世帯を除き、当該年度分の市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	3,000 (2,900)	1,500 (1,500)		4,500 (4,400)	2,200 (2,200)	
5		15,001円以上30,000円以下	4,500 (4,400)	2,200 (2,200)		7,000 (6,900)	3,500 (3,400)	
6		30,001円以上48,600円以下	5,600 (5,500)	2,800 (2,800)		8,900 (8,700)	4,400 (4,300)	
7		48,601円以上63,000円以下	6,700 (6,600)	3,300 (3,200)		10,800 (10,600)	5,400 (5,300)	
8		63,001円以上77,100円以下	8,300 (8,200)	4,100 (4,000)		13,500 (13,300)	6,700 (6,600)	
9		77,101円以上97,000円以下	10,200 (10,000)	5,100 (5,000)		16,800 (16,500)	8,400 (8,300)	
10		97,001円以上121,000円以下	12,100 (11,900)	6,000 (5,900)	0	20,100 (19,800)	10,000 (9,800)	0
11		121,001円以上145,000円以下	14,000 (13,800)	7,000 (6,900)		23,400 (23,000)	11,700 (11,500)	
12		145,001円以上169,000円以下	15,700 (15,400)	7,800 (7,700)		26,200 (25,800)	13,100 (12,900)	
13		169,001円以上190,000円以下	17,400 (17,100)	8,700 (8,600)		29,100 (28,600)	14,500 (14,300)	
14		190,001円以上211,200円以下	19,200 (18,900)	9,600 (9,400)		32,100 (31,600)	16,000 (15,700)	
15		211,201円以上233,600円以下	21,000 (20,600)	10,500 (10,300)		35,100 (34,500)	17,500 (17,200)	
16		233,601円以上256,000円以下	22,800 (22,400)	11,400 (11,200)		38,100 (37,500)	19,000 (18,700)	
17		256,001円以上278,400円以下	24,600 (24,200)	12,300 (12,100)		41,200 (40,500)	20,600 (20,200)	
18		278,401円以上301,000円以下	26,400 (26,000)	13,200 (13,000)		44,000 (43,300)	22,000 (21,600)	
19		301,001円以上333,000円以下	27,100 (26,600)	13,500 (13,300)		46,000 (45,200)	23,000 (22,600)	
20		333,001円以上365,000円以下	27,800 (27,300)	13,900 (13,700)		48,000 (47,200)	24,000 (23,600)	
21		365,001円以上397,000円以下	29,300 (28,800)	14,600 (14,400)		51,900 (51,000)	25,900 (25,500)	
22		397,001円以上460,000円以下	30,000 (29,500)	15,000 (14,700)		53,900 (53,000)	26,900 (26,400)	
23		460,001円以上	31,000 (30,500)	15,500 (15,200)		56,000 (55,000)	28,000 (27,500)	

備考 本表の規定に関し、必要な事項は、規則において定める。

第3号議案

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

東京都人事委員会の勧告の趣旨に沿った給与改定を実施するため及び管理職員特別勤務手当の支給要件の適正化のため、稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

稲城市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年稲城市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「6級」を「5級」に改める。

第7条の2の2中「6級」を「5級」に改める。

第17条の2第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する場合のほか、第16条第1項の規定に基づき市規則で定める職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務時間条例第4条及び第5条に規定する週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 第1項の規定による勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で市規則で定める額とする。ただし、第1項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務にあつては、これらの額にそれぞれ100分の150を乗じて得た額とする。
 - (2) 前項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において市規則で定める額とする。

第18条第2項の表1中「5級」を「4級」に、「6級」を「5級」に改める。

第19条第2項中「5級」を「4級」に、「6級」を「5級」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）
行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	138,600	197,900	224,100	283,200	491,300
	2	139,700	199,800	226,000	285,600	493,700
	3	140,800	201,700	227,900	288,000	496,200
	4	141,900	203,600	229,800	290,300	498,500
	5	143,000	205,500	231,800	292,600	500,900
	6	144,100	207,400	233,700	295,000	503,200
	7	145,200	209,200	235,600	297,400	505,600
	8	146,300	211,100	237,600	299,700	508,000
	9	147,400	213,100	239,600	302,100	
	10	148,500	215,000	241,600	304,600	
	11	149,600	216,800	243,600	307,000	
	12	150,700	218,700	245,600	309,500	
	13	151,800	220,700	247,600	311,900	
	14	153,200	222,600	249,700	314,400	
	15	154,600	224,400	251,800	316,900	
	16	156,000	226,300	253,900	319,300	
	17	157,500	228,300	256,100	321,800	
	18	159,700	230,200	258,300	324,400	
	19	161,900	232,000	260,500	327,100	
	20	164,200	233,900	262,700	329,700	
	21	166,500	235,900	264,900	332,300	
	22	168,500	237,800	267,100	335,000	
	23	170,500	239,600	269,300	337,700	
	24	172,500	241,500	271,500	340,400	
	25	174,500	243,500	273,800	343,100	
	26	176,600	245,400	276,100	345,800	
	27	178,600	247,200	278,400	348,600	
	28	180,700	249,100	280,700	351,400	
	29	182,700	251,100	283,000	354,200	
	30	184,700	253,200	285,300	357,200	
	31	186,800	255,200	287,700	360,100	
	32	188,900	257,300	290,000	363,000	
	33	191,100	259,300	292,300	366,000	
	34	193,200	261,200	294,700	368,900	
	35	195,200	263,100	297,100	371,700	
	36	197,200	265,000	299,400	374,500	
	37	199,200	266,800	301,800	377,100	
	38	201,100	268,600	304,200	379,700	
	39	202,900	270,400	306,600	382,100	
	40	204,700	272,300	309,100	384,600	
	41	206,500	274,100	311,500	387,100	
	42	208,300	276,000	313,900	389,500	
	43	210,100	277,800	316,400	391,900	
	44	211,800	279,600	318,800	394,300	
	45	213,500	281,400	321,300	396,800	

再任用
職員以
外の職
員

46	215,300	283,200	323,800	399,200	
47	217,100	285,000	326,300	401,500	
48	218,800	286,900	328,900	403,800	
49	220,500	288,700	331,500	406,200	
50	222,200	290,500	334,200	408,600	
51	223,900	292,300	336,900	410,900	
52	225,600	294,100	339,600	413,100	
53	227,300	295,900	342,300	415,200	
54	229,000	297,700	344,900	417,200	
55	230,700	299,500	347,400	419,300	
56	232,400	301,200	349,800	421,300	
57	234,100	302,900	352,100	423,200	
58	235,700	304,600	354,400	425,100	
59	237,400	306,300	356,600	426,900	
60	239,000	308,000	358,700	428,700	
61	240,600	309,700	360,700	430,500	
62	242,200	311,300	362,700	432,000	
63	243,900	313,000	364,700	433,100	
64	245,500	314,600	366,600	434,000	
65	247,100	316,100	368,500	434,900	
66	248,800	317,700	370,300	435,700	
67	250,400	319,200	372,000	436,400	
68	252,000	320,800	373,600	437,100	
69	253,600	322,300	375,200	437,800	
70	255,300	323,800	376,400	438,500	
71	256,900	325,200	377,500	439,200	
72	258,500	326,700	378,400	439,900	
73	260,100	328,200	379,300	440,600	
74	261,700	329,700	380,200	441,300	
75	263,400	331,200	381,100	442,000	
76	265,000	332,600	381,900	442,600	
77	266,600	333,900	382,700	443,200	
78	268,200	335,200	383,500	443,900	
79	269,800	336,400	384,300	444,500	
80	271,300	337,500	385,100	445,100	
81	272,800	338,600	385,900	445,700	
82	274,400	339,700	386,600	446,300	
83	275,900	340,700	387,300	446,900	
84	277,400	341,600	387,900	447,500	
85	278,900	342,500	388,500	448,100	
86	280,500	343,400	389,100	448,700	
87	282,000	344,100	389,700	449,300	
88	283,500	344,800	390,300	449,800	
89	285,000	345,500	390,900	450,300	
90	286,400	346,100	391,500	450,900	
91	287,900	346,600	392,100	451,400	
92	289,400	347,000	392,600	451,900	
93	290,800	347,500	393,100	452,400	
94	292,200	348,000	393,700	452,900	
95	293,600	348,500	394,200	453,400	

96	295,000	349,000	394,700	453,900	
97	296,400	349,400	395,200	454,300	
98	297,700	349,900	395,700		
99	298,900	350,300	396,200		
100	300,200	350,800	396,700		
101	301,400	351,300	397,200		
102	302,600	351,700	397,700		
103	303,800	352,200	398,200		
104	304,900	352,700	398,700		
105	306,000	353,100	399,100		
106	306,900	353,500	399,600		
107	307,800	353,900	400,100		
108	308,700	354,300	400,500		
109	309,500	354,700	400,900		
110	310,200	355,100	401,400		
111	310,900	355,500	401,900		
112	311,600	355,900	402,300		
113	312,300	356,300	402,700		
114	312,700	356,700	403,200		
115	313,200	357,100	403,700		
116	313,700	357,500	404,100		
117	314,100	357,900	404,500		
118	314,500	358,300	405,000		
119	314,800	358,700	405,400		
120	315,100	359,100	405,800		
121	315,400	359,500	406,200		
122	315,800	359,800	406,700		
123	316,100	360,200	407,100		
124	316,400	360,600	407,500		
125	316,700	361,000	407,900		
126	317,100	361,300	408,400		
127	317,400	361,700	408,800		
128	317,700	362,100	409,200		
129	318,000	362,500	409,600		
130	318,400		410,100		
131	318,700		410,500		
132	319,000		410,900		
133	319,300		411,300		
134	319,700		411,700		
135	320,000		412,100		
136	320,300		412,500		
137	320,600		412,900		
138	320,900		413,300		
139	321,300		413,700		
140	321,600		414,100		
141	321,900		414,500		
142	322,200				
143	322,500				
144	322,800				
145	323,100				

	146	323,400				
	147	323,700				
	148	324,000				
	149	324,300				
	150	324,600				
	151	324,900				
	152	325,200				
	153	325,500				
再任用 職員		198,100	230,100	270,600	312,600	428,500

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第16条の3に規定する職員を除く。
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、155,100円とする。
- 3 1級の29号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	129,400	226,500	265,200	296,700
	2	129,900	228,400	267,000	298,800
	3	130,400	230,100	268,800	300,900
	4	130,900	231,900	270,600	303,000
	5	131,400	233,600	272,400	305,100
	6	131,900	235,200	274,300	307,200
	7	132,400	236,900	276,100	309,300
	8	133,000	238,500	277,900	311,400
	9	133,600	240,100	279,800	313,400
	10	134,100	241,700	281,700	315,400
	11	134,800	243,300	283,500	317,400
	12	135,400	244,900	285,300	319,400
	13	136,000	246,500	287,100	321,300
	14	136,800	248,100	288,900	323,300
	15	137,700	249,700	290,600	325,200
	16	138,600	251,300	292,300	327,100
	17	139,500	252,900	294,000	329,000
	18	140,600	254,500	295,800	330,900
	19	141,800	256,100	297,400	332,800
	20	143,000	257,700	299,100	334,800
	21	144,200	259,300	300,800	336,600
	22	145,400	260,900	302,400	338,500
	23	146,600	262,500	304,000	340,300
	24	147,800	264,100	305,600	342,100
	25	149,000	265,700	307,200	343,900
	26	150,400	267,300	308,700	345,600
	27	151,900	269,000	310,200	347,200
	28	153,400	270,600	311,600	348,800
	29	154,900	272,100	313,000	350,400
	30	156,500	273,700	314,500	351,600
	31	158,100	275,200	315,900	352,800
	32	159,700	276,600	317,300	354,000
	33	161,400	278,100	318,700	355,200
	34	163,000	279,600	320,100	356,300
	35	164,700	280,900	321,500	357,300
	36	166,400	282,300	322,800	358,400
	37	168,100	283,600	324,100	359,400
	38	169,700	285,000	325,300	360,400
	39	171,400	286,400	326,500	361,300
	40	173,100	287,600	327,600	362,200
	41	174,800	288,900	328,800	363,100
	42	176,300	290,100	329,800	363,900
	43	177,700	291,300	330,700	364,700
	44	179,100	292,400	331,600	365,500
	45	180,500	293,500	332,500	366,200

再任用
職員以外
の職員

46	181,900	294,500	333,400	366,800
47	183,300	295,500	334,200	367,400
48	184,700	296,500	335,000	368,000
49	186,000	297,500	335,800	368,500
50	187,600	298,500	336,600	369,000
51	189,200	299,400	337,300	369,400
52	190,700	300,300	338,000	369,800
53	192,200	301,200	338,700	370,200
54	193,800	302,100	339,400	370,600
55	195,400	303,000	340,000	371,000
56	197,000	303,800	340,600	371,400
57	198,600	304,600	341,200	371,700
58	200,000	305,400	341,700	372,100
59	201,600	306,200	342,200	372,500
60	203,100	307,000	342,700	372,900
61	204,600	307,800	343,100	373,200
62	206,200	308,400	343,500	373,600
63	207,700	309,000	343,900	374,000
64	209,200	309,600	344,300	374,300
65	210,700	310,200	344,700	374,600
66	212,200	310,800	345,100	375,000
67	213,700	311,400	345,500	375,400
68	215,200	312,000	345,900	375,700
69	216,700	312,500	346,200	376,000
70	218,200	313,100	346,600	376,400
71	219,800	313,600	347,000	376,800
72	221,100	314,100	347,300	377,100
73	222,500	314,600	347,600	377,400
74	224,100	315,100	348,000	377,700
75	225,600	315,600	348,300	378,000
76	227,000	316,100	348,600	378,300
77	228,400	316,500	348,900	378,600
78	229,800	317,000	349,300	378,900
79	231,300	317,400	349,600	379,200
80	232,800	317,800	349,900	379,500
81	234,100	318,200	350,200	379,800
82	235,600	318,600	350,500	380,100
83	237,200	319,000	350,800	380,400
84	238,600	319,300	351,100	380,700
85	240,000	319,600	351,400	381,000
86	241,500	320,000	351,700	381,300
87	242,900	320,400	352,000	381,600
88	244,400	320,700	352,300	381,900
89	245,800	321,000	352,600	382,200
90	247,200	321,400	352,900	382,500
91	248,600	321,700	353,200	382,800
92	250,000	322,000	353,500	383,100
93	251,400	322,300	353,800	383,400
94	252,900	322,700	354,100	383,700
95	254,300	323,000	354,400	384,000

96	255,600	323,300	354,700	384,300
97	256,800	323,600	355,000	384,600
98	258,200	324,000	355,300	384,900
99	259,600	324,300	355,600	385,200
100	261,000	324,600	355,900	385,500
101	262,100	324,900	356,200	385,800
102	263,400	325,200	356,500	386,100
103	264,700	325,500	356,800	386,400
104	265,900	325,800	357,100	386,700
105	267,100	326,100	357,400	387,000
106	268,100	326,500	357,700	387,300
107	269,100	326,800	358,000	387,600
108	270,100	327,000	358,300	387,900
109	271,100	327,300	358,600	388,200
110	272,100	327,600	358,900	388,500
111	273,100	327,900	359,200	388,800
112	273,800	328,200	359,500	389,100
113	274,700	328,500	359,800	389,400
114	275,500	328,800	360,100	389,700
115	276,300	329,100	360,400	390,000
116	277,100	329,400	360,700	390,300
117	277,800	329,700	361,000	390,600
118	278,400	330,000	361,300	390,900
119	279,000	330,300	361,600	391,200
120	279,600	330,600	361,900	391,500
121	280,100	330,900	362,200	391,800
122	280,600	331,200	362,500	392,100
123	281,000	331,500	362,800	392,400
124	281,400	331,800	363,100	392,700
125	281,800	332,100	363,400	393,000
126	282,200	332,400	363,700	393,300
127	282,600	332,700	364,000	393,600
128	283,000	333,000	364,300	393,900
129	283,300	333,300	364,600	394,200
130	283,700	333,600	364,900	394,500
131	284,100	333,900	365,200	394,800
132	284,500	334,200	365,500	395,100
133	284,800	334,500	365,800	395,400
134	285,100	334,800	366,100	395,700
135	285,400	335,100	366,400	396,000
136	285,700	335,400	366,700	396,300
137	286,000	335,700	367,000	396,600
138	286,300	336,000	367,300	396,900
139	286,600	336,300	367,600	397,200
140	286,900	336,600	367,900	397,500
141	287,200	336,900	368,200	397,800
142	287,500	337,200	368,500	398,100
143	287,800	337,500	368,800	398,400
144	288,100	337,800	369,100	398,700
145	288,400	338,100	369,400	399,000

146	288,700	338,400	369,700	399,300
147	289,000	338,700	370,000	399,600
148	289,300	339,000	370,300	399,900
149	289,600	339,300	370,600	400,200
150	289,900	339,600	370,900	
151	290,200	339,900	371,200	
152	290,500	340,200	371,500	
153	290,800	340,500	371,800	
154	291,100	340,800	372,100	
155	291,400	341,100	372,400	
156	291,700	341,400	372,700	
157	292,000	341,700	373,000	
158	292,300	342,000	373,300	
159	292,600	342,300	373,600	
160	292,900	342,600	373,900	
161	293,200	342,900	374,200	
162	293,500	343,200	374,500	
163	293,800	343,500	374,800	
164	294,100	343,800	375,100	
165	294,400	344,100	375,400	
166	294,700	344,400	375,700	
167	295,000	344,700	376,000	
168	295,300	345,000	376,300	
169	295,600	345,300	376,600	
170	295,900	345,600	376,900	
171	296,200	345,900	377,200	
172	296,500	346,200	377,500	
173	296,800	346,500	377,800	
174	297,100	346,800	378,100	
175	297,400	347,100	378,400	
176	297,700	347,400	378,700	
177	298,000	347,700	379,000	
178	298,300	348,000	379,300	
179	298,600	348,300	379,600	
180	298,900	348,600	379,900	
181	299,200	348,900	380,200	
182	299,500	349,200	380,500	
183	299,800	349,500	380,800	
184	300,100	349,800	381,100	
185	300,400	350,100	381,400	
186	300,700	350,400	381,700	
187	301,000	350,700	382,000	
188	301,300	351,000	382,300	
189	301,600	351,300	382,600	
190	301,900	351,600	382,900	
191	302,200	351,900	383,200	
192	302,500	352,200	383,500	
193	302,800	352,500	383,800	
194	303,100	352,800		
195	303,400	353,100		

196	303,700	353,400		
197	304,000	353,700		
198	304,300	354,000		
199	304,600	354,300		
200	304,900	354,600		
201	305,200	354,900		
202	305,500	355,200		
203	305,800	355,500		
204	306,100	355,800		
205	306,400	356,100		
206	306,700	356,400		
207	307,000	356,700		
208	307,300	357,000		
209	307,600	357,300		
210	307,900	357,600		
211	308,200	357,900		
212	308,500	358,200		
213	308,800	358,500		
214	309,100	358,800		
215	309,400	359,100		
216	309,700	359,400		
217	310,000	359,700		
218	310,300	360,000		
219	310,600	360,300		
220	310,900	360,600		
221	311,200	360,900		
222	311,500	361,200		
223	311,800	361,500		
224	312,100	361,800		
225	312,400	362,100		
226	312,700			
227	313,000			
228	313,300			
229	313,600			
230	313,900			
231	314,200			
232	314,500			
233	314,800			
234	315,100			
235	315,400			
236	315,700			
237	316,000			
238	316,300			
239	316,600			
240	316,900			
241	317,200			
242	317,500			
243	317,800			
244	318,100			
245	318,400			

246	318,700			
247	319,000			
248	319,300			
249	319,600			
250	319,900			
251	320,200			
252	320,500			
253	320,800			
254	321,100			
255	321,400			
256	321,700			
257	322,000			
258	322,300			
259	322,600			
260	322,900			
261	323,200			
262	323,500			
263	323,800			
264	324,100			
265	324,400			
266	324,700			
267	325,000			
268	325,300			
269	325,600			
270	325,900			
271	326,200			
272	326,500			
273	326,800			
再任用 職員	207,800	222,100	242,300	273,600

備考 この表は、自動車運転、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、市規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円
	1	213,600	318,500	420,300
	2	216,000	322,300	423,300
	3	218,400	326,100	426,300
	4	220,900	329,900	429,200
	5	223,400	333,700	432,100
	6	225,900	337,600	435,000
	7	228,400	341,500	437,800
	8	230,900	345,400	440,700
	9	233,500	349,300	443,600
	10	236,100	353,200	446,400
	11	238,700	357,100	449,200
	12	241,300	361,000	452,100
	13	243,900	364,900	455,000
	14	247,700	368,900	457,800
	15	251,500	372,900	460,600
	16	255,400	376,900	463,300
	17	259,300	380,900	466,000
	18	263,200	383,800	468,800
	19	267,100	386,700	471,600
	20	271,200	389,500	474,300
	21	275,200	392,300	477,000
	22	279,100	395,000	479,700
	23	282,900	397,700	482,300
	24	286,600	400,400	484,800
	25	290,300	403,100	487,400
	26	293,900	405,700	490,000
	27	297,400	408,200	492,500
	28	300,900	410,700	495,000
	29	304,300	413,200	497,400
	30	307,800	415,700	499,900
	31	311,300	418,200	502,400
	32	314,800	420,600	504,900
	33	318,200	423,000	507,300
	34	321,700	425,400	509,800
	35	325,200	427,700	512,200
	36	328,600	430,000	514,600
	37	331,900	432,300	517,000
	38	335,000	434,600	519,400
	39	338,100	436,900	521,800
	40	341,200	439,200	524,100
	41	344,200	441,500	526,400
	42	347,200	443,800	528,400
	43	350,200	446,000	530,400
	44	353,200	448,200	532,400
	45	356,100	450,400	534,300
	46	359,100	452,600	536,100

再任用
職員以
外の職
員

47	362,100	454,700	537,700
48	365,000	456,700	539,200
49	367,900	458,700	540,600
50	369,800	460,600	542,000
51	371,700	462,400	543,400
52	373,600	464,100	544,800
53	375,400	465,800	546,200
54	377,100	467,200	547,500
55	378,900	468,500	548,800
56	380,700	469,700	550,100
57	382,400	470,900	551,300
58	383,800	472,000	552,400
59	385,300	473,100	553,500
60	386,800	474,200	554,600
61	388,300	475,200	555,700
62	389,400	476,200	556,800
63	390,400	477,200	557,900
64	391,400	478,100	559,000
65	392,400	478,900	560,000
66	393,300	479,700	561,000
67	394,200	480,400	562,000
68	395,000	481,100	563,000
69	395,800	481,800	564,000
70	396,500	482,500	565,000
71	397,200	483,100	566,000
72	397,900	483,700	566,900
73	398,500	484,300	567,800
74	399,200	484,900	568,800
75	399,800	485,500	569,700
76	400,500	486,100	570,600
77	401,200	486,700	571,500
78	401,900	487,300	572,400
79	402,600	487,900	573,300
80	403,300	488,400	574,200
81	403,900	489,000	575,000
82	404,600	489,600	575,900
83	405,200	490,200	576,800
84	405,900	490,700	577,700
85	406,500	491,200	578,500
86	407,100	491,800	579,400
87	407,800	492,300	580,300
88	408,500	492,900	581,100
89	409,100	493,400	581,800
90	409,600	493,900	582,600
91	410,100	494,500	583,400
92	410,600	495,100	584,200
93	411,100	495,600	585,000
94	411,600	496,200	585,700
95	412,100	496,800	586,500
96	412,600	497,300	587,300
97	413,000	497,800	588,100

98	413,500	498,400	588,800
99	414,000	499,000	589,500
100	414,500	499,500	590,300
101	414,900	500,000	591,000
102	415,400	500,600	591,700
103	415,900	501,200	592,500
104	416,400	501,700	593,200
105	416,800	502,200	593,900
106	417,300		594,500
107	417,800		595,200
108	418,300		595,900
109	418,700		596,600
110			597,300
111			598,000
112			598,700
113			599,400
114			600,100
115			600,800
116			601,500
117			602,200
118			602,900
119			603,600
120			604,300
121			605,000
122			605,700
123			606,400
124			607,100
125			607,800
126			608,500
127			609,200
128			609,900
129			610,600
130			611,300
131			612,000
132			612,700
133			613,400
134			614,100
135			614,800
136			615,500
137			616,200
138			616,900
139			617,600
140			618,300
141			619,000
142			619,700
143			620,400
144			621,100
145			621,800
再任用 職員	288,700	346,800	403,800

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で、市規則で定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）
医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	139,200	199,500	224,400	283,200	508,000
	2	140,300	201,100	226,300	285,600	510,500
	3	141,500	202,700	228,200	288,000	513,100
	4	142,700	204,400	230,100	290,300	515,600
	5	143,900	206,200	232,100	292,600	518,200
	6	145,100	207,900	234,100	295,000	520,700
	7	146,300	209,600	236,100	297,400	523,200
	8	147,500	211,500	238,000	299,700	525,800
	9	148,700	213,400	239,900	302,100	
	10	150,000	215,300	241,800	304,600	
	11	151,300	217,200	243,800	307,000	
	12	152,600	219,000	245,900	309,500	
	13	153,900	220,800	247,900	311,900	
	14	155,300	222,700	250,000	314,400	
	15	156,700	224,600	252,100	316,900	
	16	158,200	226,500	254,200	319,300	
	17	159,700	228,400	256,400	321,800	
	18	161,200	230,300	258,500	324,400	
	19	162,700	232,100	260,700	327,100	
	20	164,200	234,000	262,900	329,700	
	21	165,800	236,000	265,100	332,300	
	22	168,500	238,000	267,300	335,000	
	23	171,200	239,900	269,500	337,700	
	24	173,900	241,700	271,700	340,400	
	25	176,600	243,600	273,900	343,100	
	26	178,400	245,500	276,200	345,800	
	27	180,300	247,400	278,500	348,600	
	28	182,200	249,400	280,800	351,400	
	29	184,100	251,400	283,200	354,200	
	30	185,900	253,400	285,600	357,200	
	31	187,800	255,400	287,900	360,100	
	32	189,900	257,400	290,200	363,000	
	33	191,900	259,500	292,500	366,000	
	34	193,900	261,400	294,800	368,900	
	35	196,000	263,300	297,200	371,700	
	36	198,100	265,100	299,600	374,500	
	37	200,000	266,900	302,000	377,100	
	38	201,800	268,700	304,400	379,700	
	39	203,500	270,600	306,800	382,100	
	40	205,100	272,400	309,200	384,600	
	41	206,700	274,300	311,600	387,100	
	42	208,500	276,200	314,000	389,500	
	43	210,200	278,000	316,400	391,900	
	44	211,900	279,800	318,800	394,300	
	45	213,600	281,600	321,300	396,800	

再任用
職員以外
の職員

46	215,400	283,400	323,800	399,200	
47	217,200	285,200	326,300	401,500	
48	219,000	287,100	328,900	403,800	
49	220,800	288,900	331,500	406,200	
50	222,500	290,700	334,200	408,600	
51	224,200	292,500	336,900	410,900	
52	225,900	294,300	339,600	413,100	
53	227,700	296,100	342,300	415,200	
54	229,400	297,900	344,900	417,200	
55	231,200	299,600	347,400	419,300	
56	232,900	301,400	349,800	421,300	
57	234,600	303,100	352,100	423,200	
58	236,300	304,900	354,400	425,100	
59	238,000	306,600	356,600	426,900	
60	239,600	308,300	358,700	428,700	
61	241,200	310,000	360,700	430,500	
62	242,800	311,600	362,700	432,000	
63	244,500	313,200	364,700	433,100	
64	246,200	314,800	366,600	434,000	
65	247,800	316,400	368,500	434,900	
66	249,400	318,000	370,300	435,700	
67	251,000	319,500	372,000	436,400	
68	252,700	321,100	373,600	437,100	
69	254,300	322,600	375,200	437,800	
70	255,900	324,100	376,400	438,500	
71	257,500	325,700	377,500	439,200	
72	259,200	327,200	378,400	439,900	
73	260,800	328,700	379,300	440,600	
74	262,400	330,200	380,200	441,300	
75	264,000	331,600	381,100	442,000	
76	265,500	332,900	381,900	442,600	
77	267,000	334,200	382,700	443,200	
78	268,500	335,400	383,500	443,900	
79	270,100	336,600	384,300	444,500	
80	271,600	337,700	385,100	445,100	
81	273,200	338,800	385,900	445,700	
82	274,800	339,800	386,600	446,300	
83	276,200	340,700	387,300	446,900	
84	277,700	341,600	387,900	447,500	
85	279,200	342,500	388,500	448,100	
86	280,600	343,400	389,100	448,700	
87	282,100	344,100	389,700	449,300	
88	283,500	344,800	390,300	449,800	
89	285,000	345,500	390,900	450,300	
90	286,400	346,100	391,500	450,900	
91	287,900	346,600	392,100	451,400	
92	289,400	347,000	392,600	451,900	
93	290,800	347,500	393,100	452,400	
94	292,200	348,000	393,700	452,900	
95	293,600	348,500	394,200	453,400	

96	295,000	349,000	394,700	453,900	
97	296,300	349,400	395,200	454,400	
98	297,600	349,900	395,700	454,900	
99	298,800	350,300	396,200	455,400	
100	300,000	350,800	396,700	455,900	
101	301,200	351,300	397,200	456,400	
102	302,300	351,700	397,700	456,900	
103	303,400	352,200	398,200	457,400	
104	304,500	352,500	398,700	457,900	
105	305,500	352,800	399,100	458,400	
106	306,300	353,100	399,600	458,900	
107	307,100	353,500	400,100	459,400	
108	308,000	353,900	400,500	459,900	
109	308,900	354,300	400,900	460,400	
110	309,700	354,600	401,400	460,900	
111	310,500	355,000	401,900	461,400	
112	311,300	355,400	402,300		
113	312,000	355,800	402,700		
114	312,500	356,200	403,200		
115	313,100	356,500	403,700		
116	313,600	356,900	404,100		
117	314,000	357,300	404,500		
118	314,300	357,600	405,000		
119	314,600	358,000	405,400		
120	314,900	358,400	405,800		
121	315,200	358,800	406,200		
122	315,500	359,100	406,700		
123	315,800	359,500	407,100		
124	316,100	359,900	407,500		
125	316,400	360,300	407,900		
126	316,700		408,300		
127	317,000		408,700		
128	317,300		409,100		
129	317,600		409,500		
130	317,900		409,900		
131	318,200		410,300		
132	318,500		410,700		
133	318,800		411,100		
134	319,100				
135	319,400				
136	319,700				
137	320,000				
138	320,300				
139	320,600				
140	320,900				
141	321,200				
142	321,500				
143	321,800				
144	322,100				
145	322,400				

	146	322,700				
	147	323,000				
	148	323,300				
	149	323,500				
再任用 職員		200,200	231,400	271,100	312,600	428,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で、市規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）

医療職給料表(3)

職員の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	201,200	225,600	274,300	508,000
	2	152,300	202,800	227,500	276,500	510,500
	3	153,800	204,500	229,400	278,700	513,100
	4	155,300	206,200	231,300	280,900	515,600
	5	156,800	207,900	233,300	283,200	518,200
	6	158,300	209,600	235,200	285,600	520,700
	7	159,800	211,200	237,100	288,000	523,200
	8	161,300	212,900	239,100	290,300	525,800
	9	162,700	214,600	241,100	292,600	
	10	164,200	216,300	243,100	295,000	
	11	165,800	217,900	245,100	297,400	
	12	167,300	219,600	247,100	299,700	
	13	168,900	221,400	249,100	302,100	
	14	170,500	223,200	251,100	304,600	
	15	172,100	225,000	253,100	307,000	
	16	173,700	226,800	255,100	309,500	
	17	175,300	228,700	257,100	311,900	
	18	176,900	230,500	259,100	314,400	
	19	178,500	232,300	261,200	316,900	
	20	180,100	234,200	263,300	319,300	
	21	181,700	236,100	265,500	321,800	
	22	183,500	238,100	267,600	324,400	
	23	185,500	240,000	269,800	327,100	
	24	187,500	241,900	272,000	329,700	
	25	189,300	243,700	274,200	332,300	
	26	190,800	245,500	276,400	335,000	
	27	192,300	247,400	278,600	337,700	
	28	193,800	249,400	280,800	340,400	
	29	195,400	251,500	283,100	343,100	
	30	197,000	253,500	285,400	345,800	
	31	198,600	255,500	287,800	348,600	
	32	200,100	257,600	290,200	351,400	
	33	201,700	259,800	292,500	354,200	
	34	203,300	261,700	294,800	357,200	
	35	204,900	263,500	297,200	360,100	
	36	206,500	265,400	299,500	363,000	
	37	208,100	267,200	301,900	366,000	
	38	209,700	269,000	304,300	368,900	
	39	211,300	270,800	306,700	371,700	
	40	212,900	272,700	309,200	374,500	
	41	214,500	274,500	311,600	377,100	
	42	216,100	276,400	314,000	379,700	
	43	217,700	278,200	316,500	382,100	
	44	219,300	280,000	318,900	384,600	
	45	220,900	281,800	321,400	387,100	

再任用
職員以外
の職員

46	222,400	283,700	323,900	389,500	
47	224,000	285,500	326,400	391,900	
48	225,700	287,200	329,000	394,300	
49	227,500	289,100	331,600	396,800	
50	229,300	290,800	334,300	399,200	
51	231,000	292,700	337,000	401,500	
52	232,700	294,500	339,700	403,800	
53	234,500	296,300	342,400	406,200	
54	236,200	298,100	345,000	408,600	
55	237,800	299,800	347,500	410,900	
56	239,400	301,600	349,900	413,100	
57	241,000	303,300	352,200	415,200	
58	242,700	305,200	354,500	417,200	
59	244,300	306,800	356,700	419,300	
60	245,900	308,400	358,800	421,300	
61	247,500	310,000	360,800	423,200	
62	249,200	311,600	362,800	425,100	
63	250,800	313,200	364,800	426,900	
64	252,400	314,800	366,700	428,700	
65	253,900	316,300	368,600	430,500	
66	255,500	317,900	370,300	432,000	
67	257,100	319,400	372,000	433,100	
68	258,700	321,000	373,600	434,000	
69	260,300	322,500	375,200	434,900	
70	261,900	324,000	376,400	435,700	
71	263,600	325,600	377,500	436,400	
72	265,200	327,100	378,400	437,100	
73	266,700	328,600	379,300	437,800	
74	268,300	330,200	380,200	438,500	
75	269,900	331,700	381,100	439,200	
76	271,400	333,100	381,900	439,900	
77	272,900	334,400	382,700	440,600	
78	274,500	335,700	383,500	441,300	
79	276,000	336,900	384,300	442,000	
80	277,500	338,000	385,100	442,600	
81	279,000	339,000	385,900	443,200	
82	280,500	340,100	386,600	443,900	
83	282,000	341,100	387,300	444,500	
84	283,500	342,000	387,900	445,100	
85	285,000	343,000	388,500	445,700	
86	286,400	343,900	389,100	446,300	
87	287,900	344,600	389,700	446,900	
88	289,400	345,300	390,300	447,500	
89	290,800	345,900	390,900	448,100	
90	292,200	346,400	391,500	448,700	
91	293,600	346,800	392,100	449,300	
92	295,000	347,200	392,600	449,800	
93	296,400	347,700	393,100	450,300	
94	297,700	348,100	393,700	450,800	
95	298,900	348,500	394,200	451,300	

96	300,200	349,000	394,700	451,800	
97	301,400	349,500	395,100	452,300	
98	302,600	349,900	395,600	452,800	
99	303,700	350,300	396,100	453,300	
100	304,700	350,800	396,600	453,800	
101	305,700	351,300	397,100	454,300	
102	306,600	351,700	397,600	454,800	
103	307,400	352,100	398,100	455,300	
104	308,200	352,500	398,600	455,800	
105	309,000	352,800	399,000	456,300	
106	309,800	353,200	399,500	456,800	
107	310,500	353,600	400,000	457,300	
108	311,200	354,000	400,400	457,800	
109	311,800	354,300	400,800	458,300	
110	312,300	354,600	401,300	458,800	
111	312,700	355,000	401,800	459,300	
112	313,200	355,400	402,200		
113	313,500	355,800	402,600		
114	313,800	356,200	403,100		
115	314,100	356,600	403,600		
116	314,400	356,900	404,000		
117	314,700	357,300	404,400		
118	315,000	357,700	404,900		
119	315,300	358,100	405,300		
120	315,600	358,500	405,700		
121	315,900	358,800	406,100		
122	316,200	359,100	406,500		
123	316,500	359,500	406,900		
124	316,800	359,900	407,300		
125	317,100	360,200	407,700		
126	317,400	360,500	408,100		
127	317,700	360,900	408,500		
128	318,000	361,300	408,900		
129	318,300	361,600	409,300		
130	318,600				
131	318,900				
132	319,200				
133	319,500				
134	319,800				
135	320,100				
136	320,400				
137	320,700				
138	321,000				
139	321,300				
140	321,600				
141	321,900				
142	322,200				
143	322,500				
144	322,800				
145	323,100				

再任用 職員		204,200	232,600	271,100	312,600	428,500
-----------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で、市規則で定めるものに適用する。

別表第6 (第3条関係)
消防職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	138,600	197,900	224,100	283,200	508,000
	2	139,700	199,800	226,000	285,600	510,500
	3	140,800	201,700	227,900	288,000	513,100
	4	141,900	203,600	229,800	290,300	515,600
	5	143,000	205,500	231,800	292,600	518,200
	6	144,100	207,400	233,700	295,000	520,700
	7	145,200	209,200	235,600	297,400	523,200
	8	146,300	211,100	237,600	299,700	525,800
	9	147,400	213,100	239,600	302,100	
	10	148,500	215,000	241,600	304,600	
	11	149,600	216,800	243,600	307,000	
	12	150,700	218,700	245,600	309,500	
	13	151,800	220,700	247,600	311,900	
	14	153,200	222,600	249,700	314,400	
	15	154,600	224,400	251,800	316,900	
	16	156,000	226,300	253,900	319,300	
	17	157,500	228,300	256,100	321,800	
	18	159,700	230,200	258,300	324,400	
	19	161,900	232,000	260,500	327,100	
	20	164,200	233,900	262,700	329,700	
	21	166,500	235,900	264,900	332,300	
	22	168,500	237,800	267,100	335,000	
	23	170,500	239,600	269,300	337,700	
	24	172,500	241,500	271,500	340,400	
	25	174,500	243,500	273,800	343,100	
	26	176,600	245,400	276,100	345,800	
	27	178,600	247,200	278,400	348,600	
	28	180,700	249,100	280,700	351,400	
	29	182,700	251,100	283,000	354,200	
	30	184,700	253,200	285,300	357,200	
	31	186,800	255,200	287,700	360,100	
	32	188,900	257,300	290,000	363,000	
	33	191,100	259,300	292,300	366,000	
	34	193,200	261,200	294,700	368,900	
	35	195,200	263,100	297,100	371,700	
	36	197,200	265,000	299,400	374,500	
	37	199,200	266,800	301,800	377,100	
	38	201,100	268,600	304,200	379,700	
	39	202,900	270,400	306,600	382,100	
	40	204,700	272,300	309,100	384,600	
	41	206,500	274,100	311,500	387,100	
	42	208,300	276,000	313,900	389,500	
	43	210,100	277,800	316,400	391,900	
	44	211,800	279,600	318,800	394,300	
	45	213,500	281,400	321,300	396,800	

再任用
職員以外
の職員

46	215,300	283,200	323,800	399,200	
47	217,100	285,000	326,300	401,500	
48	218,800	286,900	328,900	403,800	
49	220,500	288,700	331,500	406,200	
50	222,200	290,500	334,200	408,600	
51	223,900	292,300	336,900	410,900	
52	225,600	294,100	339,600	413,100	
53	227,300	295,900	342,300	415,200	
54	229,000	297,700	344,900	417,200	
55	230,700	299,500	347,400	419,300	
56	232,400	301,200	349,800	421,300	
57	234,100	302,900	352,100	423,200	
58	235,700	304,600	354,400	425,100	
59	237,400	306,300	356,600	426,900	
60	239,000	308,000	358,700	428,700	
61	240,600	309,700	360,700	430,500	
62	242,200	311,300	362,700	432,000	
63	243,900	313,000	364,700	433,100	
64	245,500	314,600	366,600	434,000	
65	247,100	316,100	368,500	434,900	
66	248,800	317,700	370,300	435,700	
67	250,400	319,200	372,000	436,400	
68	252,000	320,800	373,600	437,100	
69	253,600	322,300	375,200	437,800	
70	255,300	323,800	376,400	438,500	
71	256,900	325,200	377,500	439,200	
72	258,500	326,700	378,400	439,900	
73	260,100	328,200	379,300	440,600	
74	261,700	329,700	380,200	441,300	
75	263,400	331,200	381,100	442,000	
76	265,000	332,600	381,900	442,600	
77	266,600	333,900	382,700	443,200	
78	268,200	335,200	383,500	443,900	
79	269,800	336,400	384,300	444,500	
80	271,300	337,500	385,100	445,100	
81	272,800	338,600	385,900	445,700	
82	274,400	339,700	386,600	446,300	
83	275,900	340,700	387,300	446,900	
84	277,400	341,600	387,900	447,500	
85	278,900	342,500	388,500	448,100	
86	280,500	343,400	389,100	448,700	
87	282,000	344,100	389,700	449,300	
88	283,500	344,800	390,300	449,800	
89	285,000	345,500	390,900	450,300	
90	286,400	346,100	391,500	450,900	
91	287,900	346,600	392,100	451,400	
92	289,400	347,000	392,600	451,900	
93	290,800	347,500	393,100	452,400	
94	292,200	348,000	393,700	452,900	
95	293,600	348,500	394,200	453,400	

96	295,000	349,000	394,700	453,900	
97	296,400	349,400	395,200	454,300	
98	297,700	349,900	395,700	454,700	
99	298,900	350,300	396,200	455,100	
100	300,200	350,800	396,700	455,500	
101	301,400	351,300	397,200	455,900	
102	302,600	351,700	397,700	456,300	
103	303,800	352,200	398,200	456,700	
104	304,900	352,700	398,700	457,100	
105	306,000	353,100	399,100	457,500	
106	306,900	353,500	399,600	457,900	
107	307,800	353,900	400,100	458,300	
108	308,700	354,300	400,500	458,700	
109	309,500	354,700	400,900	459,100	
110	310,200	355,100	401,400	459,500	
111	310,900	355,500	401,900	459,900	
112	311,600	355,900	402,300	460,300	
113	312,300	356,300	402,700	460,700	
114	312,700	356,700	403,200	461,100	
115	313,200	357,100	403,700	461,500	
116	313,700	357,500	404,100	461,900	
117	314,100	357,900	404,500	462,300	
118	314,500	358,300	405,000	462,700	
119	314,800	358,700	405,400	463,100	
120	315,100	359,100	405,800		
121	315,400	359,500	406,200		
122	315,800	359,800	406,700		
123	316,100	360,200	407,100		
124	316,400	360,600	407,500		
125	316,700	361,000	407,900		
126	317,100	361,300	408,400		
127	317,400	361,700	408,800		
128	317,700	362,100	409,200		
129	318,000	362,500	409,600		
130	318,400	362,900	410,100		
131	318,700	363,300	410,500		
132	319,000	363,700	410,900		
133	319,300	364,100	411,300		
134	319,700	364,500	411,700		
135	320,000	364,900	412,100		
136	320,300	365,300	412,500		
137	320,600	365,700	412,900		
138	320,900	366,100	413,300		
139	321,300	366,500	413,700		
140	321,600	366,900	414,100		
141	321,900	367,300	414,500		
142	322,200	367,700			
143	322,500	368,100			
144	322,800	368,500			
145	323,100	368,900			

	146	323,400	369,300			
	147	323,700	369,700			
	148	324,000	370,100			
	149	324,300	370,500			
	150	324,600	370,900			
	151	324,900	371,300			
	152	325,200	371,700			
	153	325,500				
再任用 職員		198,100	230,100	270,600	312,600	428,500

備考 この表は、消防職員で、市規則で定めるものに適用する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 この条例による改正後の稲城市一般職の職員の給与に関する条例別表第1に掲げる行政職給料表(1)、別表第4に掲げる医療職給料表(2)、別表第5に掲げる医療職給料表(3)及び別表第6に掲げる消防職給料表の適用について、施行日の前日においてその者の属する職務の級（以下「旧級」という。）が付則別表第1の旧級の欄に掲げる職務の級である職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

第3条 旧級が付則別表第1の旧級の欄に掲げる職務の級である職員（旧級が3級及び4級である職員（以下「特定職員」という。）を除く。）の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）と同一とする。

2 特定職員の新号給は、施行日の前日に適用されていた給料表における旧級及び旧号給を付則別表第2に定める同一の給料表における同一の職務の級及び号給に切り替え、その切替後の給料表における職務の級及び号給に応じて、付則別表第3に定める号給とする。

(稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 稲城市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和26年稲城市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6級」を「5級」に改める。

(稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 稲城市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年稲城市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6級」を「5級」に改める。

(委任)

第6条 付則第2条及び第3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付則別表第1（付則第2条関係）

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
行政職給料表(1)	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
医療職給料表(2)	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
医療職給料表(3)	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
消防職給料表	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

付則別表第2(付則第3条関係)
行政職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号給	3 級	4 級
		給料月額	給料月額
		円	円
	1	221,400	254,400
	2	223,300	256,400
	3	225,200	258,500
	4	227,100	260,600
	5	229,000	262,700
	6	230,900	264,800
	7	232,800	266,900
	8	234,800	269,100
	9	236,800	271,300
	10	238,700	273,400
	11	240,600	275,500
	12	242,600	277,700
	13	244,600	279,900
	14	246,600	282,200
	15	248,600	284,400
	16	250,600	286,600
	17	252,700	288,800
	18	254,800	291,100
	19	256,800	293,300
	20	258,900	295,500
	21	261,000	297,700
	22	263,000	300,000
	23	265,100	302,400
	24	267,300	304,700
	25	269,400	307,000
	26	271,500	309,300
	27	273,600	311,700
	28	275,800	314,000
	29	278,000	316,300
	30	280,200	318,700
	31	282,300	321,000
	32	284,500	323,400
	33	286,700	325,700
	34	288,900	328,300
	35	291,100	330,800
	36	293,300	333,200
	37	295,500	335,500
	38	297,600	337,800
	39	299,800	340,000
	40	302,000	342,200
	41	304,300	344,400
	42	306,600	346,600
	43	309,000	348,800
	44	311,300	351,000
	45	313,600	353,200

再任用
職員以
外の職
員

46	315,700	355,400
47	317,900	357,600
48	320,000	359,700
49	322,000	361,900
50	324,100	364,000
51	326,200	366,100
52	328,300	368,300
53	330,400	370,400
54	332,500	372,400
55	334,600	374,300
56	336,700	376,300
57	338,700	378,300
58	340,800	379,800
59	342,800	381,200
60	344,800	382,500
61	346,800	383,800
62	348,700	385,200
63	350,700	386,600
64	352,600	387,900
65	354,400	389,100
66	356,200	390,400
67	358,100	391,600
68	359,900	392,700
69	361,700	393,700
70	363,000	394,800
71	364,300	395,800
72	365,400	396,800
73	366,600	397,800
74	367,900	398,500
75	369,100	399,200
76	370,300	400,000
77	371,400	400,700
78	372,200	401,300
79	373,100	401,900
80	374,000	402,500
81	374,900	403,100
82	375,800	403,700
83	376,600	404,200
84	377,400	404,600
85	378,300	405,100
86	379,200	405,600
87	380,000	406,100
88	380,800	406,600
89	381,600	407,100
90	382,100	407,700
91	382,600	408,200
92	383,200	408,700
93	383,800	409,100
94	384,400	409,600
95	384,900	410,200

96	385,400	410,700
97	385,900	411,100
98	386,400	411,500
99	387,000	412,000
100	387,500	412,400
101	387,900	412,800
102	388,400	413,300
103	389,000	413,700
104	389,500	414,100
105	389,900	414,500
106	390,400	414,900
107	390,900	415,300
108	391,400	415,800
109	391,900	416,200
110	392,400	416,700
111	392,900	417,100
112	393,300	417,500
113	393,800	417,900
114	394,200	418,400
115	394,700	418,800
116	395,100	419,200
117	395,500	419,600
118	396,000	420,000
119	396,400	420,400
120	396,800	420,800
121	397,200	421,300
122	397,600	421,700
123	398,100	422,100
124	398,500	422,500
125	398,900	422,900
126	399,300	
127	399,700	
128	400,200	
129	400,600	
130	401,100	
131	401,500	
132	401,900	
133	402,300	
134	402,700	
135	403,100	
136	403,500	
137	403,900	
138	404,300	
139	404,700	
140	405,100	
141	405,500	
再任用 職員	264,100	281,400

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	3 級	4 級
		給料月額	給料月額
		円	円
	1	221,700	254,400
	2	223,600	256,400
	3	225,500	258,500
	4	227,400	260,600
	5	229,300	262,700
	6	231,300	264,800
	7	233,300	266,900
	8	235,200	269,100
	9	237,100	271,300
	10	239,000	273,400
	11	241,000	275,500
	12	243,000	277,700
	13	245,000	279,900
	14	247,000	282,200
	15	249,000	284,400
	16	251,000	286,600
	17	253,000	288,800
	18	255,100	291,100
	19	257,100	293,300
	20	259,200	295,500
	21	261,200	297,700
	22	263,300	300,000
	23	265,300	302,400
	24	267,400	304,700
	25	269,600	307,000
	26	271,800	309,300
	27	273,900	311,700
	28	276,000	314,000
	29	278,200	316,300
	30	280,400	318,700
	31	282,500	321,000
	32	284,700	323,400
	33	286,900	325,700
	34	289,000	328,300
	35	291,200	330,800
	36	293,400	333,200
	37	295,600	335,500
	38	297,700	337,800
	39	299,800	340,000
	40	302,000	342,200
	41	304,300	344,400
	42	306,600	346,600
	43	309,000	348,800
	44	311,300	351,000
	45	313,600	353,200

再任用
職員以
外の職
員

46	315,700	355,400
47	317,900	357,600
48	320,000	359,700
49	322,000	361,900
50	324,100	364,000
51	326,200	366,100
52	328,300	368,300
53	330,400	370,400
54	332,500	372,400
55	334,600	374,300
56	336,700	376,300
57	338,700	378,200
58	340,800	379,700
59	342,800	381,200
60	344,800	382,500
61	346,800	383,800
62	348,700	385,200
63	350,700	386,600
64	352,600	387,900
65	354,400	389,100
66	356,200	390,400
67	358,100	391,600
68	359,900	392,700
69	361,700	393,700
70	363,000	394,800
71	364,300	395,800
72	365,400	396,800
73	366,600	397,800
74	367,900	398,500
75	369,100	399,200
76	370,300	400,000
77	371,400	400,700
78	372,200	401,300
79	373,100	401,900
80	374,000	402,500
81	374,900	403,100
82	375,800	403,700
83	376,600	404,200
84	377,400	404,600
85	378,300	405,100
86	379,200	405,600
87	380,000	406,100
88	380,800	406,600
89	381,600	407,100
90	382,100	407,700
91	382,600	408,200
92	383,200	408,700
93	383,800	409,100
94	384,400	409,600
95	384,900	410,200

96	385,400	410,700
97	385,900	411,100
98	386,400	411,500
99	387,000	412,000
100	387,500	412,400
101	387,900	412,800
102	388,400	413,300
103	389,000	413,700
104	389,500	414,100
105	389,900	414,500
106	390,400	414,900
107	390,900	415,300
108	391,400	415,800
109	391,900	416,200
110	392,400	416,700
111	392,900	417,100
112	393,200	417,500
113	393,700	417,900
114	394,100	418,400
115	394,600	418,800
116	395,000	419,200
117	395,400	419,600
118	395,900	420,000
119	396,300	420,400
120	396,700	420,800
121	397,100	421,300
122	397,500	
123	398,000	
124	398,400	
125	398,800	
126	399,200	
127	399,600	
128	400,000	
129	400,400	
130	400,800	
131	401,200	
132	401,600	
133	402,000	
再任用 職員	264,500	282,000

医療職給料表(3)

職員の 区 分	職務 の級 号給	3 級	4 級
		給料月額	給料月額
		円	円
	1	221,700	246,200
	2	223,600	248,200
	3	225,400	250,300
	4	227,300	252,400
	5	229,300	254,400
	6	231,300	256,400
	7	233,200	258,500
	8	235,100	260,600
	9	237,000	262,700
	10	239,000	264,800
	11	241,000	266,900
	12	242,900	269,100
	13	244,900	271,300
	14	247,000	273,500
	15	249,000	275,600
	16	251,000	277,700
	17	253,100	279,900
	18	255,200	282,200
	19	257,200	284,400
	20	259,300	286,600
	21	261,400	288,800
	22	263,500	291,100
	23	265,600	293,300
	24	267,600	295,500
	25	269,700	297,700
	26	271,900	300,000
	27	274,000	302,400
	28	276,100	304,700
	29	278,300	307,000
	30	280,500	309,300
	31	282,600	311,700
	32	284,800	314,000
	33	286,900	316,300
	34	289,100	318,700
	35	291,300	321,000
	36	293,500	323,400
	37	295,700	325,700
	38	298,000	328,300
	39	300,200	330,800
	40	302,400	333,200
	41	304,500	335,500
	42	306,900	337,800
	43	309,200	340,000
	44	311,500	342,200
	45	313,800	344,400

再任用
職員以
外の職
員

46	316,100	346,600
47	318,300	348,800
48	320,400	351,000
49	322,500	353,200
50	324,700	355,400
51	326,800	357,600
52	328,900	359,700
53	330,900	361,900
54	332,900	364,000
55	334,900	366,100
56	336,900	368,300
57	339,000	370,400
58	341,100	372,400
59	343,100	374,300
60	345,100	376,300
61	347,000	378,300
62	349,000	379,700
63	350,900	381,100
64	352,800	382,400
65	354,600	383,700
66	356,200	385,100
67	358,100	386,400
68	359,900	387,600
69	361,700	389,000
70	363,000	390,300
71	364,300	391,500
72	365,400	392,600
73	366,600	393,500
74	367,900	394,600
75	369,100	395,600
76	370,300	396,600
77	371,400	397,600
78	372,200	398,400
79	373,100	399,100
80	374,000	399,800
81	374,800	400,500
82	375,700	401,100
83	376,500	401,700
84	377,300	402,300
85	378,100	402,800
86	379,000	403,400
87	379,800	404,000
88	380,600	404,500
89	381,400	404,900
90	382,000	405,500
91	382,500	406,000
92	383,000	406,500
93	383,600	406,900
94	384,200	407,400
95	384,700	407,900

96	385,200	408,400
97	385,700	408,900
98	386,200	409,500
99	386,800	409,900
100	387,300	410,300
101	387,700	410,700
102	388,200	411,200
103	388,700	411,700
104	389,200	412,100
105	389,600	412,500
106	390,100	413,000
107	390,600	413,500
108	391,000	413,900
109	391,400	414,300
110	391,900	414,700
111	392,400	415,100
112	392,800	415,600
113	393,200	416,000
114	393,700	416,500
115	394,200	416,900
116	394,600	417,300
117	395,000	417,700
118	395,500	
119	396,000	
120	396,400	
121	396,800	
122	397,300	
123	397,700	
124	398,100	
125	398,500	
126	399,000	
127	399,400	
128	399,800	
129	400,200	
再任用 職員	264,500	282,000

消防職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	3 級	4 級
		給料月額	給料月額
		円	円
	1	221,400	254,400
	2	223,300	256,400
	3	225,200	258,500
	4	227,100	260,600
	5	229,000	262,700
	6	230,900	264,800
	7	232,800	266,900
	8	234,800	269,100
	9	236,800	271,300
	10	238,700	273,400
	11	240,600	275,500
	12	242,600	277,700
	13	244,600	279,900
	14	246,600	282,200
	15	248,600	284,400
	16	250,600	286,600
	17	252,700	288,800
	18	254,800	291,100
	19	256,800	293,300
	20	258,900	295,500
	21	261,000	297,700
	22	263,000	300,000
	23	265,100	302,400
	24	267,300	304,700
	25	269,400	307,000
	26	271,500	309,300
	27	273,600	311,700
	28	275,800	314,000
	29	278,000	316,300
	30	280,200	318,700
	31	282,300	321,000
	32	284,500	323,400
	33	286,700	325,700
	34	288,900	328,300
	35	291,100	330,800
	36	293,300	333,200
	37	295,500	335,500
	38	297,600	337,800
	39	299,800	340,000
	40	302,000	342,200
	41	304,300	344,400
	42	306,600	346,600
	43	309,000	348,800
	44	311,300	351,000
	45	313,600	353,200

再任用
職員以
外の職
員

46	315,700	355,400
47	317,900	357,600
48	320,000	359,700
49	322,000	361,900
50	324,100	364,000
51	326,200	366,100
52	328,300	368,300
53	330,400	370,400
54	332,500	372,400
55	334,600	374,300
56	336,700	376,300
57	338,700	378,300
58	340,800	379,800
59	342,800	381,200
60	344,800	382,500
61	346,800	383,800
62	348,700	385,200
63	350,700	386,600
64	352,600	387,900
65	354,400	389,100
66	356,200	390,400
67	358,100	391,600
68	359,900	392,700
69	361,700	393,700
70	363,000	394,800
71	364,300	395,800
72	365,400	396,800
73	366,600	397,800
74	367,900	398,500
75	369,100	399,200
76	370,300	400,000
77	371,400	400,700
78	372,200	401,300
79	373,100	401,900
80	374,000	402,500
81	374,900	403,100
82	375,800	403,700
83	376,600	404,200
84	377,400	404,600
85	378,300	405,100
86	379,200	405,600
87	380,000	406,100
88	380,800	406,600
89	381,600	407,100
90	382,100	407,700
91	382,600	408,200
92	383,200	408,700
93	383,800	409,100
94	384,400	409,600
95	384,900	410,200

96	385,400	410,700
97	385,900	411,100
98	386,400	411,500
99	387,000	412,000
100	387,500	412,400
101	387,900	412,800
102	388,400	413,300
103	389,000	413,700
104	389,500	414,100
105	389,900	414,500
106	390,400	414,900
107	390,900	415,300
108	391,400	415,800
109	391,900	416,200
110	392,400	416,700
111	392,900	417,100
112	393,300	417,500
113	393,800	417,900
114	394,200	418,400
115	394,700	418,800
116	395,100	419,200
117	395,500	419,600
118	396,000	420,000
119	396,400	420,400
120	396,800	420,800
121	397,200	421,300
122	397,600	421,700
123	398,100	422,100
124	398,500	422,500
125	398,900	422,900
126	399,300	
127	399,700	
128	400,200	
129	400,600	
130	401,100	
131	401,500	
132	401,900	
133	402,300	
134	402,700	
135	403,100	
136	403,500	
137	403,900	
138	404,300	
139	404,700	
140	405,100	
141	405,500	
再任用 職員	264,100	281,400

付則別表第3（付則第3条関係）

職員の号給の切替表

行政職給料表(1)の適用を受ける特定職員の新号給

付則別表第2切替後の号給	付則別表第2切替後の級	3級	4級
1		1	17
2		2	18
3		3	19
4		4	20
5		5	21
6		6	22
7		7	23
8		8	24
9		9	25
10		10	26
11		11	27
12		12	28
13		13	29
14		14	30
15		15	31
16		16	32
17		17	33
18		18	35
19		19	36
20		20	37
21		21	37
22		22	38
23		23	38
24		24	39
25		25	40
26		26	41
27		27	42
28		28	43
29		29	43
30		30	44
31		31	45
32		32	46
33		33	47
34		34	48
35		35	49
36		36	50
37		37	51
38		37	52
39		38	53
40		38	53
41		39	54
42		39	55
43		40	56
44		41	57
45		42	58
46		43	59
47		44	60
48		45	61
49		46	62
50		47	63
51		47	64
52		48	65

53	49	67
54	50	68
55	51	69
56	52	70
57	53	72
58	53	74
59	54	76
60	54	77
61	55	79
62	56	81
63	57	82
64	58	84
65	59	86
66	59	89
67	60	91
68	61	93
69	62	94
70	63	97
71	63	99
72	64	101
73	64	103
74	65	104
75	66	106
76	66	107
77	67	109
78	68	110
79	68	111
80	69	113
81	70	114
82	70	115
83	71	117
84	71	118
85	72	119
86	73	120
87	74	121
88	75	122
89	76	123
90	77	125
91	77	126
92	78	127
93	79	128
94	80	129
95	80	131
96	81	132
97	81	133
98	82	134
99	83	135
100	84	136
101	84	137
102	85	138
103	86	139
104	87	140
105	88	141
106	89	141
107	89	141
108	90	141
109	91	141
110	92	141
111	93	141
112	94	141

113	95	141
114	95	141
115	96	141
116	97	141
117	98	141
118	99	141
119	100	141
120	101	141
121	101	141
122	102	141
123	103	141
124	104	141
125	105	141
126	106	
127	107	
128	108	
129	109	
130	110	
131	111	
132	111	
133	112	
134	113	
135	114	
136	115	
137	116	
138	117	
139	118	
140	119	
141	120	

医療職給料表(2)の適用を受ける特定職員の新号給

付則別表第2切替後の級	3級	4級
1	1	17
2	2	18
3	3	19
4	4	20
5	5	21
6	6	22
7	7	23
8	8	24
9	9	25
10	10	26
11	11	27
12	12	28
13	13	29
14	14	30
15	15	31
16	16	32
17	17	33
18	18	34
19	19	35
20	20	36
21	21	37
22	22	38
23	23	38
24	24	39
25	25	40
26	26	41
27	27	42
28	28	42
29	29	43
30	30	44
31	31	45
32	32	46
33	33	47
34	34	48
35	35	49
36	36	50
37	37	51
38	37	52
39	38	53
40	38	53
41	39	54
42	39	55
43	40	56
44	41	57
45	42	58
46	43	59
47	44	60
48	45	61
49	46	62
50	47	63
51	47	64
52	48	65
53	49	67
54	50	68
55	51	69

56	52	70
57	53	72
58	53	74
59	54	76
60	54	77
61	55	79
62	56	81
63	57	82
64	58	84
65	59	86
66	59	89
67	60	91
68	61	93
69	62	94
70	63	97
71	63	99
72	64	101
73	64	103
74	65	104
75	66	106
76	66	107
77	67	109
78	68	110
79	68	111
80	69	113
81	69	114
82	70	115
83	71	117
84	71	118
85	72	119
86	73	120
87	74	121
88	75	122
89	76	123
90	77	125
91	77	126
92	78	127
93	79	128
94	80	130
95	80	131
96	81	132
97	81	133
98	82	133
99	83	133
100	84	133
101	84	133
102	85	133
103	86	133
104	87	133
105	88	133
106	89	133
107	89	133
108	90	133
109	91	133
110	92	133
111	93	133
112	94	133
113	94	133
114	95	133
115	96	133

116	97	133
117	98	133
118	99	133
119	100	133
120	100	133
121	101	133
122	102	
123	103	
124	104	
125	105	
126	106	
127	106	
128	107	
129	108	
130	109	
131	110	
132	111	
133	112	

医療職給料表(3)の適用を受ける特定職員の新号給

付則別表第2切替後の号給	付則別表第2切替後の級	3級	4級
1		1	13
2		2	14
3		3	15
4		4	16
5		5	17
6		6	18
7		7	19
8		8	20
9		9	21
10		10	22
11		11	23
12		12	24
13		13	25
14		14	26
15		15	27
16		16	28
17		17	29
18		18	30
19		19	31
20		20	32
21		21	33
22		22	34
23		23	35
24		24	36
25		25	37
26		26	37
27		27	38
28		28	39
29		29	40
30		30	41
31		31	42
32		32	42
33		33	43
34		34	44
35		35	45
36		36	46
37		37	47
38		37	48
39		38	49
40		38	50
41		39	51
42		40	52
43		40	53
44		41	53
45		42	54
46		43	55
47		44	56
48		45	57
49		46	58
50		47	59
51		48	60
52		48	61
53		49	62
54		50	63
55		51	64

56	52	65
57	53	67
58	53	68
59	54	69
60	55	70
61	55	72
62	56	74
63	57	75
64	58	77
65	59	79
66	59	80
67	60	82
68	61	84
69	62	86
70	63	88
71	63	90
72	64	92
73	64	94
74	65	96
75	66	98
76	66	100
77	67	102
78	68	104
79	68	106
80	69	107
81	69	109
82	70	110
83	71	111
84	71	113
85	72	114
86	73	115
87	74	116
88	75	118
89	76	118
90	77	120
91	77	121
92	78	122
93	79	123
94	79	125
95	80	126
96	81	127
97	81	128
98	82	129
99	83	129
100	83	129
101	84	129
102	85	129
103	86	129
104	87	129
105	87	129
106	88	129
107	89	129
108	90	129
109	90	129
110	91	129
111	92	129
112	93	129
113	94	129
114	94	129
115	95	129

116	96	129
117	97	129
118	98	
119	99	
120	100	
121	101	
122	102	
123	103	
124	103	
125	104	
126	105	
127	106	
128	107	
129	108	

消防職給料表の適用を受ける特定職員の新号給

付則別表第2切替後の級	3級	4級
1	1	17
2	2	18
3	3	19
4	4	20
5	5	21
6	6	22
7	7	23
8	8	24
9	9	25
10	10	26
11	11	27
12	12	28
13	13	29
14	14	30
15	15	31
16	16	32
17	17	33
18	18	35
19	19	36
20	20	37
21	21	37
22	22	38
23	23	38
24	24	39
25	25	40
26	26	41
27	27	42
28	28	43
29	29	43
30	30	44
31	31	45
32	32	46
33	33	47
34	34	48
35	35	49
36	36	50
37	37	51
38	37	52
39	38	53
40	38	53
41	39	54
42	39	55
43	40	56
44	41	57
45	42	58
46	43	59
47	44	60
48	45	61
49	46	62
50	47	63
51	47	64
52	48	65
53	49	67
54	50	68
55	51	69

56	52	70
57	53	72
58	53	74
59	54	76
60	54	77
61	55	79
62	56	81
63	57	82
64	58	84
65	59	86
66	59	89
67	60	91
68	61	93
69	62	94
70	63	97
71	63	99
72	64	101
73	64	103
74	65	104
75	66	106
76	66	107
77	67	109
78	68	110
79	68	111
80	69	113
81	70	114
82	70	115
83	71	117
84	71	118
85	72	119
86	73	120
87	74	121
88	75	122
89	76	123
90	77	125
91	77	126
92	78	127
93	79	128
94	80	129
95	80	131
96	81	132
97	81	133
98	82	134
99	83	135
100	84	136
101	84	137
102	85	138
103	86	139
104	87	140
105	88	141
106	89	141
107	89	141
108	90	141
109	91	141
110	92	141
111	93	141
112	94	141
113	95	141
114	95	141
115	96	141

116	97	141
117	98	141
118	99	141
119	100	141
120	101	141
121	101	141
122	102	141
123	103	141
124	104	141
125	105	141
126	106	
127	107	
128	108	
129	109	
130	110	
131	111	
132	111	
133	112	
134	113	
135	114	
136	115	
137	116	
138	117	
139	118	
140	119	
141	120	

第4号議案

稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

学校医のうち眼科医及び耳鼻科医、学校歯科医並びに保育園歯科医の報酬額を改定するため、稲城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

稲城市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年稲城市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表 8 の部学校医の款を次のように改める。

学校医	内科医	年額	602,000	
	眼科医	年額	400,000	
	耳鼻科医	年額	400,000	

別表 8 の部学校歯科医の項を次のように改める。

学校歯科医	年額	400,000	
-------	----	---------	--

別表 8 の部保育園歯科医の項を次のように改める。

保育園歯科医	年額	109,000	
--------	----	---------	--

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第5号議案

稲城市行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）の施行に伴い、権利利益の保護の充実のための手続を整理するため、稲城市行政手続条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市行政手続条例の一部を改正する条例

稲城市行政手続条例（平成14年稲城市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条—第34条）」を
「第4章 行政指導（第30条—第34条の2）」

第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第6号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第7号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置を講ずることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置を講じなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(稲城市市税条例の一部改正)

2 稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(稲城市国民健康保険税条例の一部改正)

3 稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

第6号議案

稲城市介護保険条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月27日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正等に伴い、第6期稲城市介護保険事業計画が平成27年度に開始することにあわせて保険料率を定めるため、地域支援事業における医療と介護の連携の推進等のため、また、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため、稲城市介護保険条例、稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例及び稲城市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市介護保険条例等の一部を改正する条例

(稲城市介護保険条例の一部改正)

第1条 稲城市介護保険条例（平成12年稲城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中 「 第2節 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第15条の5の15—第15条の5の19）
第4章 地域支援事業等（第15条の6—第17条） 」

「 第2節 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第15条の5の15—第15条の5の19）
第3節 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第15条の5の20—第15条の5の22） に改める。
第4章 地域支援事業等（第15条の6—第17条）
第4章の2 地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準（第17条の2—第17条の5） 」

第6条中「20人」を「24人」に改める。

第12条中「法第50条」を「法第50条第1項」に、「同条各号」を「法第49条の2各号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第50条第2項に規定する場合において、法第49条の2及び法第50条第2項の規定により読み替えて適用される法第49条の2各号の規定に規定する市が定める割合は、規則で定める。

第15条中「法第60条」を「法第60条第1項」に、「同条各号」を「法第59条の2各号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第60条第2項に規定する場合において、法第59条の2及び法第60条第2項の規定により読み替えて適用される法第59条の2各号の規定に規定する市が定める割合は、規則で定める。

第15条の5の3の見出し中「及び指定地域密着型介護予防サービス」を「等」に改め、同条中「及び第115条の12第2項第1号」を「、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号」に改める。

第15条の5の7中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第15条の5の13の見出し中「指定複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「複合型サービス」を「複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）」に改め、「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第15条の5の18中「法第8条の2第17項」を「法第8条の2第15項」に改める。
第3章の3第2節の次に次の1節を加える。

第3節 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防支援の基本方針）

第15条の5の20 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。

以下同じ。)、老人介護支援センター(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。)、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(基準該当介護予防支援の基本方針)

第15条の5の21 前条の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。

(委任)

第15条の5の22 前2条に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、規則で定める。

第15条の6第1項中「法第115条の45第1項各号」を「法第115条の45第1項及び第2項」に改める。

第16条中「法第115条の48」を「法第115条の49」に改める。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準

(地域包括支援センターの基本方針)

第17条の2 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、第28条に規定する稲城市介護保険運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(員数)

第17条の3 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
 - (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
 - (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人
- （員数の例外）

第17条の4 前条の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると稲城市介護保険運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、次の各号に定めるとおりする。

- (1) おおむね1,000人未満 前条各号に掲げる者のうちから1人又は2人
 - (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前条各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
 - (3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の前条第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前条第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人
- （委任）

第17条の5 前3条に定めるもののほか、地域包括支援センターの人員及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第18条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 28,800円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 43,200円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 43,200円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 51,800円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 57,600円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 69,100円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 74,800円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 86,400円

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 97,900円

第18条に次の1項を加える。

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,900円とする。

第20条第3項中「令第39条第1項第1号イ」を「令第38条第1項第1号イ」に、「ロ若しくはハ」を「ロ若しくはニ」に、「又は第6号ロ」を「第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第6号まで」を「令第38条第1項第1号から第8号まで」に改める。

第26条第1項中「法第8条の2第18項に規定する」を削る。

第27条第2項第1号中「地域密着型特定施設入所者生活介護」を「地域密着型特定施設入居者生活介護」に、「見込み並びにその見込量の確保のための方策」を「見込み」に改め、同項第2号中「に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策」を「の量の見込み」に改め、同項中第3号から第5号までを削り、同条に次の1項を加える。

- 3 介護保険事業計画において、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 前項第1号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

(2) 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

(3) 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計

(4) 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

(5) 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又

は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

- (6) 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

第29条第2項及び第3項中「法第8条の2第18項に規定する」を削る。

（稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例の一部改正）

第2条 稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金条例（平成12年稲城市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高額居宅支援サービス費」を「高額介護予防サービス費並びにこれらに相当する事業費の」に改める。

（稲城市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部改正）

第3条 稲城市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例（平成12年稲城市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の48」を「第115条の49」に改める。

第2条第1号中「又は高額居宅支援サービス費」を「若しくは高額介護予防サービス費又はこれらに相当する事業費」に改め、同条第4号中「又は施設サービス計画」を「、施設サービス計画若しくは介護予防サービス計画又はこれらに相当する計画」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中稲城市介護保険条例第12条及び第15条の改正規定 平成27年8月1日
- (2) 第1条中稲城市介護保険条例第18条に1項を加える改正規定 規則で定める

日

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の稲城市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料から適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第7号議案

稲城市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市子ども家庭支援センターの相談機能の充実を図り、稲城市子ども家庭支援センターの分室を開設するため、稲城市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

稲城市子ども家庭支援センター条例（平成25年稲城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

稲城市子ども家庭支援センター本郷分室	稲城市東長沼2115番地の2
--------------------	----------------

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第8号議案

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

多摩都市計画押立第一地区地区計画の都市計画決定に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年稲城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

30	平成26年稲城市告示第83号に定める多摩都市計画押立第一地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「押立第一地区地区整備計画区域」という。）
----	---

別表第2の29の2の次に次の1表を加える。

30 押立第一地区地区整備計画区域

(あ)	計画地区の区分	—
(い)	建築してはならない建築物	—
(う)	建築物の容積率の最高限度	—
(え)	建築物の建ぺい率の最高限度	—
(お)	敷地面積の最低限度	120 平方メートル
(か)	建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離	(1) 道路及び公園境界線までの距離は、1メートル以上とする。 (2) 隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。
(き)	(か)の適用除外のもの	次の各号に掲げるいずれかに該当する建築物等 (1) 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下のもの (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの (3) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下のもの
(く)	建築物の高さの最高限度	—
(け)	建築物の高さの最低限度	—

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第9号議案

平成 26 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第7号）

平成 26 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 7 号）

平成26年度東京都稲城市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ328,842千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,226,978千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

平成27年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,232,368	88,893	5,321,261
	1 国庫負担金	4,470,077	12,726	4,482,803
	2 国庫補助金	741,691	76,167	817,858
16 都支出金		5,203,816	29,543	5,233,359
	1 都負担金	1,155,951	7,136	1,163,087
	2 都補助金	3,827,308	22,407	3,849,715
18 寄附金		37,001	46,212	83,213
	1 寄附金	37,001	46,212	83,213
19 繰入金		2,470,592	161,139	2,631,731
	1 基金繰入金	2,470,592	161,139	2,631,731
20 繰越金		742,246	2,779	745,025
	1 繰越金	742,246	2,779	745,025
21 諸収入		458,150	276	458,426
	4 雑入	390,030	276	390,306
歳入合計		36,898,136	328,842	37,226,978

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,268,297	56,068	3,324,365
	1 総務管理費	2,650,150	56,068	2,706,218
3 民生費		13,296,378	146,774	13,443,152
	1 社会福祉費	4,174,943	146,774	4,321,717
4 衛生費		3,174,878	11,033	3,185,911
	1 保健衛生費	1,760,963	11,033	1,771,996
7 商工費		166,153	68,169	234,322
	1 商工費	166,153	68,169	234,322
8 土木費		4,615,254	46,798	4,662,052
	1 土木管理費	476,641	22,681	499,322
	4 都市計画費	3,721,086	24,117	3,745,203
歳出合計		36,898,136	328,842	37,226,978

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務管理費	稲城市人口ビジョン及び総合戦略策定業務支援委託	9,580
4 衛生費	1 保健衛生費	妊婦超音波検査事業	4,775
4 衛生費	1 保健衛生費	特定不妊治療医療費助成事業	6,258
7 商工費	1 商工費	稲城市観光基本計画策定業務支援委託	2,679
7 商工費	1 商工費	地域商品券発行事業補助金	43,292
7 商工費	1 商工費	住宅リフォーム券発行事業補助金	21,000
8 土木費	1 土木管理費	i バス乗降調査等委託	6,716
8 土木費	4 都市計画費	稲城長沼駅周辺デザイン検討業務委託	2,867

(変更)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
			金 額	金 額
7 商工費	1 商工費	桜・梨の花まつり事業補助金	2,500	3,698

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第15款 国庫支出金 (補正額 88,893 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	国庫負担金	4,470,077	12,726	4,482,803		
	1 民生費国庫負担金	3,689,948	12,726	3,702,674		
					1 社会福祉費負担金	12,726
2	国庫補助金	741,691	76,167	817,858		
	6 総務費国庫補助金	20,358	76,167	96,525		
					1 総務管理費補助金	76,167
	計	5,232,368	88,893	5,321,261		

説 明		
(障害福祉課)		12,726
障害者自立支援給付費等負担金(1/2)		4,767
更生医療費負担金(1/2)		7,959
(企画政策課)		76,167
地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金		76,167

第15款 国庫支出金

第16款 都支出金 (補正額 29,543 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	都負担金	1,155,951	7,136	1,163,087		
	1 民生費都負担金	1,114,538	7,136	1,121,674		
					1 社会福祉費負担金	6,362
					5 後期高齢者医療保険基盤安定負担金	774
2	都補助金	3,827,308	22,407	3,849,715		
	2 民生費都補助金	1,646,565	1,407	1,647,972		
					1 社会福祉費補助金	1,407
	5 商工費都補助金	2,864	21,000	23,864		

説 明		
(障害福祉課)		6,362
障害者自立支援給付費等負担金(1/4)		2,383
更生医療費負担金(1/4)		3,979
(保険年金課)		774
後期高齢者医療保険料軽減負担分		774
低所得者減額賦課負担金(3/4)		1,082
旧被扶養者分減額賦課負担金(3/4)		△308
(障害福祉課)		1,407
障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金(1/2)		1,407

第16款 都支出金

(単位：千円)

項	科 目		補正前の額	補正額	計	節	
	目					区 分	金 額
2	(5 商工費都補助金)					1 商工費補助金	21,000
計			5,203,816	29,543	5,233,359		

説 明		
(経済観光課)		21,000
地域消費喚起特別支援事業補助金		21,000

第16款 都 支 出 金

第18款 寄 附 金 (補正額 46,212 千円)

(単位：千円)

項	科 目		補正前の額	補正額	計	節	
	目					区 分	金 額
1	寄 附 金		37,001	46,212	83,213		
	2	土木費寄附金	3,434	70	3,504		
						1 都市計画費寄附金	70
	3	総務費寄附金	1,532	40,000	41,532		
						1 総務管理費寄附金	40,000
	5	教育費寄附金	0	1,030	1,030		
						1 I のまち稲城応援寄附金	1,030
	6	商工費寄附金	0	5,112	5,112		
						1 I のまち稲城応援寄附金	5,112
計			37,001	46,212	83,213		

説 明		
(土木課)		70
ホテル育成事業への指定寄附金		70
(児童青少年課)		40,000
稲城ふれあいの森施設整備等指定寄附金		40,000
(総務契約課)		1,030
Iのまち稲城応援指定寄附金 (稲城っ子の未来を応援)		1,030
(総務契約課)		5,112
Iのまち稲城応援指定寄附金 (稲城市の観光推進事業を応援)		5,112

第18款 寄 附 金

第19款 繰入金 (補正額 161,139 千円)

(単位: 千円)

項	科目	補正前の額	補正額	計	節	
					区分	金額
1	基金繰入金	2,470,592	161,139	2,631,731		
	1 財政調整基金繰入金	958,463	161,139	1,119,602		
					1 財政調整基金繰入金	161,139
	計	2,470,592	161,139	2,631,731		

説明	
(財政課)	161,139
財政調整基金繰入金	161,139

第19款 繰入金 金

第20款 繰越金 (補正額 2,779 千円)

(単位: 千円)

項	科目	補正前の額	補正額	計	節	
					区分	金額
1	繰越金	742,246	2,779	745,025		
	1 繰越金	742,246	2,779	745,025		
					1 繰越金	2,779
	計	742,246	2,779	745,025		

説明	
(財政課)	2,779
繰越金	2,779

第20款 繰越金 金

第21款 諸収入 (補正額 276 千円)

(単位: 千円)

項	科目	補正前の額	補正額	計	節	
					区分	金額
4	雑入	390,030	276	390,306		
	3 雑入	389,598	276	389,874		
					1 雑入	276
	計	458,150	276	458,426		

説明	
(企画政策課)	276
商標使用料	276

第21款 諸収入 入

歳 出

第2款 総務費 (補正額 56,068 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総 務 管 理 費	2,650,150	56,068	2,706,218	9,580	0	0	46,488	0
	6 財 産 管 理 費	224,175	46,272	270,447	0	0	0	46,272	0
					0	0	0	46,272	0
	7 企 画 調 査 費	904	9,796	10,700	9,580	0	0	216	0
					9,580	0	0	216	0
	計	3,268,297	56,068	3,324,365	9,580	0	0	46,488	0

区 分	金 額	説 明	
		金額	説明
25 積 立 金	46,272	1 財産管理費 (財政課)	46,272
		25 積立金	46,272
		財政調整基金積立金	46,272
13 委 託 料	9,580	1 企画事務費 (企画政策課)	9,796
		13 委託料	9,580
14 使 用 料 及 び 賃 借 料	216	稲城市人口ビジョン及び総合戦略策定業務支援委託	9,580
		14 使用料及び賃借料	216
		著作権料	216

第3款 民生費 (補正額 146,774 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	社 会 福 祉 費	4,174,943	146,774	4,321,717	12,726	8,543	0	0	125,505
	2 心身障害者 福 祉 費	1,303,397	28,268	1,331,665	12,726	7,769	0	0	7,773
					12,726	7,769	0	0	7,773
	5 国民健康保険 事 業 費	837,646	95,939	933,585	0	0	0	0	95,939
					0	0	0	0	95,939
	7 後期高齢者 事 業 費	594,231	22,567	616,798	0	774	0	0	21,793
					0	774	0	0	21,793
	計	13,296,378	146,774	13,443,152	12,726	8,543	0	0	125,505

節		説 明
区 分	金 額	
20	扶 助 費	28,268
		5 自立支援給付等事業 (障害福祉課) 28,268
		20扶助費 28,268
		障害介護給付費 9,535
		更生医療費 15,918
		東京都障害者グループホーム等支援事業 2,815
28	繰 出 金	95,939
		2 国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課) 95,939
		28繰出金 95,939
		国民健康保険事業特別会計一般繰出金 95,939
28	繰 出 金	22,567
		2 後期高齢者医療特別会計繰出金 (保険年金課) 22,567
		28繰出金 22,567
		保険基盤安定等繰出金 22,567

第8款 土木費 (補正額 46,798 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	土 木 管 理 費	476,641	22,681	499,322	6,716	0	0	0	15,965
	2 交通安全対策費	196,045	22,681	218,726	6,716	0	0	0	15,965
					6,716	0	0	0	15,965
4	都 市 計 画 費	3,721,086	24,117	3,745,203	2,867	0	0	0	21,250
	2 土地区画整理費	2,121,580	21,250	2,142,830	0	0	0	0	21,250
					0	0	0	0	21,250
	5 鉄道立体関連費	659,912	2,867	662,779	2,867	0	0	0	0
					2,867	0	0	0	0
	計	4,615,254	46,798	4,662,052	9,583	0	0	0	37,215

節		説 明
区 分	金 額	
13	委 託 料	6,716
19	負担金補助及び 交 付 金	15,965
4	1 バス事業 (管理課)	22,681
	13委託料	6,716
	i バス乗降調査等委託	6,716
	19負担金補助及び交付金	15,965
	循環バス運行補助金	15,965
28	繰 出 金	21,250
1	1 土地区画整理事業特別会計繰出金 (区画整理課)	21,250
	28繰出金	21,250
	土地区画整理事業特別会計繰出金	21,250
13	委 託 料	2,867
1	1 南武線関連事業 (区画整理課)	2,867
	13委託料	2,867
	稲城長沼駅周辺デザイン検討業務委託	2,867

第10号議案

平成 26 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 26 年 度

東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成26年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 249,689千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,788,195千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		1,414,942	68,617	1,483,559
	1 国庫負担金	1,360,894	68,617	1,429,511
7 都支出金		493,854	17,055	510,909
	2 都補助金	439,102	17,055	456,157
10 繰入金		851,835	95,939	947,774
	1 他会計繰入金	791,099	95,939	887,038
11 繰越金		11,441	68,078	79,519
	1 繰越金	11,441	68,078	79,519
歳入合計		7,538,506	249,689	7,788,195

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		5,043,904	209,509	5,253,413
	1 療養諸費	4,523,669	146,861	4,670,530
	2 高額療養費	469,909	62,648	532,557
8 保健事業費		96,404	1,648	98,052
	2 保健事業費	10,059	1,648	11,707
11 諸支出金		11,623	38,532	50,155
	1 償還金及び還付加算金	11,623	38,532	50,155
歳出合計		7,538,506	249,689	7,788,195

歲入歲出預算事項別明細書

歳入

第4款 国庫支出金 (補正額 68,617 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	国庫負担金	1,360,894	68,617	1,429,511		
	1療養給付費等負担金	1,306,142	68,617	1,374,759		
					1現年度分	68,617
	計	1,414,942	68,617	1,483,559		

説 明	
(保険年金課)	68,617
療養給付費負担金	68,617

第4款 国庫支出金

第7款 都支出金 (補正額 17,055 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
2	都補助金	439,102	17,055	456,157		
	2東京都国民健康保険調整交付金	372,041	17,055	389,096		
					1東京都国民健康保険調整交付金	17,055
	計	493,854	17,055	510,909		

説 明	
(保険年金課)	17,055
東京都国民健康保険調整交付金	17,055
都普通調整交付金	17,055

第7款 都支出金

第10款 繰入金 (補正額 95,939 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	他会計繰入金	791,099	95,939	887,038		
	1一般会計繰入金	791,099	95,939	887,038		
					1一般繰入金	95,939
	計	851,835	95,939	947,774		

説 明	
(保険年金課)	95,939
一般繰入金	95,939

第10款 繰入金

第11款 繰越金 (補正額 68,078 千円)

(単位：千円)

項	科目	補正前の額	補正額	計	節	
	目				区分	金額
1	繰越金	11,441	68,078	79,519		
	2 その他繰越金	11,440	68,078	79,518		
					1 その他繰越金	68,078
	計	11,441	68,078	79,519		

説明	
(保険年金課)	68,078
前年度繰越金	68,078

第11款 繰越金

歳 出

第2款 保険給付費 (補正額 209,509 千円)

(単位：千円)

項	科 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	療 養 諸 費	4,523,669	146,861	4,670,530	54,363	13,486	0	0	79,012
	1 一般被保険者療養給付費	4,168,055	146,861	4,314,916	53,928	13,380	0	0	79,553
					53,928	13,380	0	0	79,553
	3 一般被保険者療養費	67,935	0	67,935	435	106	0	0	△541
					435	106	0	0	△541
2	高 額 療 養 費	469,909	62,648	532,557	14,254	3,569	0	0	44,825
	1 一般被保険者高額療養費	438,169	62,648	500,817	14,254	3,569	0	0	44,825
					14,254	3,569	0	0	44,825
	計	5,043,904	209,509	5,253,413	68,617	17,055	0	0	123,837

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	146,861	1 一般被保険者療養給付費 (保険年金課) 19負担金補助及び交付金 一般被保険者療養給付費
		146,861 146,861 146,861
19 負担金補助及び交付金	62,648	1 一般被保険者高額療養費 (保険年金課) 財源振替
		62,648 62,648 62,648

第 11 号議案

平成 26 年度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 26 年 度

東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 26 年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

平成 27 年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 都 支 出 金		303,325	△21,250	282,075
	2 都 補 助 金	292,325	△21,250	271,075
4 繰 入 金		2,121,580	21,250	2,142,830
	1 他 会 計 繰 入 金	2,121,580	21,250	2,142,830
歳 入 合 計		2,914,367	0	2,914,367

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事 業 費		2,785,829	0	2,785,829
	1 事 業 費	2,785,829	0	2,785,829
歳 出 合 計		2,914,367	0	2,914,367

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	稲城南多摩駅周辺地区事業費	108,378

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第3款 都支出金 (補正額 △21,250 千円)

(単位: 千円)

項	科 目		補正前の額	補正額	計	節	
	目					区 分	金 額
2	都 補 助 金		292,325	△21,250	271,075		
	1 区画整理補助金		292,325	△21,250	271,075		
						4 南多摩駅周辺 区画整理補助金	△21,250
	計		303,325	△21,250	282,075		

説 明	
(区画整理課)	△21,250
稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業補助金 (2.5/10・2.25/10)	△21,250

第3款 都 支 出 金

第4款 繰入金 (補正額 21,250 千円)

(単位: 千円)

項	科 目		補正前の額	補正額	計	節	
	目					区 分	金 額
1	他 会 計 繰 入 金		2,121,580	21,250	2,142,830		
	1 一般会計繰入金		2,121,580	21,250	2,142,830		
						1 一般会計繰入金	21,250
	計		2,121,580	21,250	2,142,830		

説 明	
(区画整理課)	21,250
一般会計繰入金	21,250

第4款 繰 入 金

第12号議案

平成 26 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成 26 年 度

東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成26年度東京都稲城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,837千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,540,849千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成27年 2 月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 諸 収 入		41	12,837	12,878
	3 雑 入	1	12,837	12,838
歳 入 合 計		2,528,012	12,837	2,540,849

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		631,954	12,837	644,791
	1 総 務 管 理 費	631,954	12,837	644,791
歳 出 合 計		2,528,012	12,837	2,540,849

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
稲城市公共下水道事業の一部（第三期事業区域）に関する業務委託	平成26年度から 平成29年度まで	1,174,824

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 7 款 諸 収 入 (補正額 12,837 千円)

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	節	
項	目				区 分	金 額
3	雑 入	1	12,837	12,838		
	1 雑 入	1	12,837	12,838		
					1 雑 入	12,837
	計	41	12,837	12,878		

(単位：千円)

説 明	
(下水道課)	12,837
下水道施設管理上の瑕疵による事故に伴う賠償保険金	12,837

第7款 諸 収 入

債務負担行為で翌年度以降にわたる
額又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限度額	前年度末までの支出（見込）額	
		期 間	金 額
稲城市公共下水道事業の一部（第三期事業区域）に関する業務委託	1,174,824	—	—

ものについての前年度末までの支出
以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
		国・都支出金	地方債	その他	
平成 26 年度から 平成 29 年度まで	1,174,824	239,541	683,600	244,772	6,911

第13号議案

平成 2 6 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 6 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成26年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,567千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,251,361千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月27日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		569,733	22,567	592,300
	1 繰入金	569,733	22,567	592,300
歳入合計		1,228,794	22,567	1,251,361

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 分担金及び交付金		1,157,724	22,567	1,180,291
	1 広域連合負担金	1,157,724	22,567	1,180,291
歳出合計		1,228,794	22,567	1,251,361

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第3款 繰入金 (補正額 22,567 千円)

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰入金	569,733	22,567	592,300		
	1 一般会計繰入金	569,733	22,567	592,300		
					1 一般会計繰入金	22,567
	計	569,733	22,567	592,300		

説 明	
(保険年金課)	22,567
保険基盤安定等繰入金	22,567

第3款 繰入金 金

第21号議案

東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

平成27年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

秋川衛生組合が平成27年 3 月 31 日をもって解散することから、東京都市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本案を提出する。

東京都市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

東京都市町村職員退職手当組合同規約（昭和40年4月1日総行地収第254号許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「東京都市町村職員退職手当組合 秋川衛生組合」を「東京都市町村職員退職手当組合」に改める。

別表第2第1区の項中「西多摩衛生組合 秋川衛生組合」を「西多摩衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

第22号議案

東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び
東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

平成27年2月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

秋川衛生組合が平成27年3月31日をもって解散することから、東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項の規定により、本案を提出する。

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日東京都知事届出）の一部を次のように変更する。

別表中「東京都市町村職員退職手当組合 秋川衛生組合」を「東京都市町村職員退職手当組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

第23号議案

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

平成27年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

秋川衛生組合が平成27年3月31日をもって解散することから、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本案を提出する。

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年2月29日総行地収第124号許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「青梅、羽村地区工業用水道企業団 秋川衛生組合」を「青梅、羽村地区工業用水道企業団」に改める。

別表第2第1区の項中「青梅、羽村地区工業用水道企業団 秋川衛生組合」を「青梅、羽村地区工業用水道企業団」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

第24号議案

損害賠償の額を定めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年 2 月 27 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

下水道施設管理上の^{かし}瑕疵により下水道施設で発生した自転車転倒負傷事故に起因して生じた損害を賠償するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、本案を提出する。

損害賠償の額を定めることについて

下水道施設管理上の瑕疵により下水道施設で発生した自転車転倒負傷事故に起因して生じた損害を、下記のとおり賠償する。

記

損害賠償の相手方	損害賠償の額
被害者	11,575,977円
被害者に係る健康保険の保険者	1,260,442円

第25号議案

専決処分の承認を求めることについて

平成26年度東京都稲城市一般会計補正予算（第6号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年2月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

稲城市告示第93号

専 決 処 分 書

平成26年度東京都稲城市一般会計補正予算（第6号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年12月26日

稲城市長 高 橋 勝 浩

平成 26 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 26 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）

平成26年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97,287千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,898,136千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成26年12月26日

稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		717,859	24,387	742,246
	1 繰越金	717,859	24,387	742,246
22 市債		4,158,390	72,900	4,231,290
	1 市債	4,158,390	72,900	4,231,290
歳入合計		36,800,849	97,287	36,898,136

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		8,567,532	97,287	8,664,819
	2 小学校費	4,708,384	97,287	4,805,671
歳出合計		36,800,849	97,287	36,898,136

第2表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第一小学校旧校舎建替等事業債	622,400	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。	695,300	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入れのときから据置期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第20款 繰越金 (補正額 24,387 千円)

(単位：千円)

項	科 目		補正前の額	補正額	計	節	
	目					区 分	金 額
1	繰越金		717,859	24,387	742,246		
	1	繰越金	717,859	24,387	742,246		
						1	繰越金 24,387
	計		717,859	24,387	742,246		

説 明		
(財政課)		24,387
繰越金		24,387

第20款 繰越金

第22款 市債 (補正額 72,900 千円)

(単位：千円)

項	科 目		補正前の額	補正額	計	節	
	目					区 分	金 額
1	市債		4,158,390	72,900	4,231,290		
	4	教育債	2,389,400	72,900	2,462,300		
						1	小学校債 72,900
	計		4,158,390	72,900	4,231,290		

説 明		
(財政課)		72,900
第一小学校旧校舎建替等事業債		72,900

第22款 市債

歳 出

第10款 教育費 (補正額 97,287 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
	2 小 学 校 費	4,708,384	97,287	4,805,671	0	0	72,900	0	24,387
	1 学 校 管 理 費	1,572,281	97,287	1,669,568	0	0	72,900	0	24,387
					0	0	72,900	0	24,387
	計	8,567,532	97,287	8,664,819	0	0	72,900	0	24,387

節		説 明
区 分	金 額	
15 工 事 請 負 費	97,287	2 小学校管理運営費 (建築保全課) 97,287
		15 工事請負費 97,287
		第一小学校旧校舎建替等工事

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	9,621,632	9,554,499	3,003,500	932,184	11,625,815
補正額			72,900		72,900
計	9,621,632	9,554,499	3,076,400	932,184	11,698,715
(6) 教育債					
補正前	5,816,831	5,677,693	2,389,400	586,652	7,480,441
補正額			72,900		72,900
計	5,816,831	5,677,693	2,462,300	586,652	7,553,341
合 計					
補正前	19,484,996	19,986,443	4,158,390	1,790,033	22,354,800
補正額			72,900		72,900
計	19,484,996	19,986,443	4,231,290	1,790,033	22,427,700

第26号議案

専決処分の承認を求めることについて

稲城市立稲城第一小学校旧校舎及び稲城市第一学童クラブ分室建替等工事（建築）請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年2月27日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

稲城市告示第94号

専 決 処 分 書

稲城市立稲城第一小学校旧校舎及び稲城市第一学童クラブ分室建替等工事（建築）請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年12月26日

稲城市長 高 橋 勝 浩

稲城市立稲城第一小学校旧校舎及び稲城市第一学童クラブ分室建替等
工事（建築）請負契約の変更について

稲城市立稲城第一小学校旧校舎及び稲城市第一学童クラブ分室建替等工事（建築）
請負契約について、次のとおり契約内容を変更する。

1 契約金額の変更

変更前 1,134,033,864円

変更後 1,231,320,264円

増 減 97,286,400円

2 変更理由

大規模改修工事に伴い、追加補修工事が必要となったため